別紙

管制船事前通報

 　　　　令和　　年　　月　　日

水島港長　殿 (備讃瀬戸海上交通センター経由)



船長の氏名

提出者の氏名及び連絡先

港則法第3 8条第2項の規定により、下記のとおり通報します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ( 1 )信号符字又は船舶の番号 |  | ( 2 )船舶の名称 |  |
| ( 3 )船舶の全長 |  | ( 4 )総トン数 |  |
| ( 5 )積載している危険物の種類（危険物積載船に限る。) |  |
| ( 6 )係留施設( 7 )離岸・着岸の別 |  | 離岸・着岸 |
|  | 離岸・着岸 |
| ( 8 )港内航路航行予定入航日時及び出航日時(時刻の表示は24時制による。) | 入 航 日 時　　　　　　日　　　　 ： |
| 出 航 日 時　　　　　　日　　　　 ： |
| ( 9 )海上保安庁との連絡手段（担当連絡先等） |  |
| ( 10 )備考（シフト時の喫水等） |

 |

※港則法第38条第2項の規定に基づき、港内航路を航行して入航または出航しようとする管制船は、入出航予定の前日正午までに水島港長(備讃瀬戸海上交通センター経由)に事前通報が必要となります。

ただし、海上交通安全法第22条の規定による通報〔巨大船等から水島航路航行に関する海上保安庁長官(備讃瀬戸海上交通センター経由)あての通報〕に併せて、当該船舶が停泊し、または停泊しようとする水島港の係留施設を通報したときは、この事前通報は必要ありません。

※管制船による港内シフト(例:パシフィックグレーンセンターから瀬戸埠頭あるいは瀬戸埠頭からパシフィックグレーンセンター)においても事前通報が必要となります。